

京都市告示第 347号

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例第4条ただし書の規定に基づき、  
次のとおり京都市文化財建造物保存技術研修センターを臨時に開所します。

平成20年1月11日

京都市長 榎本 頼兼

臨時に開所する日

平成20年1月21日（月）

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）